

(2) 倉塙暉子氏『巫女の文化』(第五章采女論)。

(3) 岸俊男氏『日本古代政治史研究』二二七頁。

(4) 尾畠喜一郎氏「多遲摩毛理伝承と道教思想」国学院雑誌昭和五七年一月。

(5) 中西進氏「古事記抄—崇神記・垂仁記—」(『古事記・日本書紀II』所収)。

(6) 同右。

(7) 直木孝次郎氏『日本古代の氏族と天皇』一〇頁。

(8) 三浦佑之氏『円野比売の伝承』国語と国文学昭和五一年四月。

(9) 注(6)に同じ。

(10) 和田萃氏「殯の基礎的考察」史林五二ノ五。

(11) 吉田晶氏「古代国家の形成」(『岩波講座日本歴史2』所収)。

(12) 成清弘和氏「大后についての史料的再検討」(『日本書紀研究第十一冊』所収)。

婚のこともなく、皇子出生のこともない求婚説話で意図されたのは、無謀な求婚に応じない「大后」たるものの方を語ることであつたと思われる。大王を、目的を遂げないままに帰還させ得る力をもつ大后とは、大王に準ずる者としての地位が保証されているものとしてよいであろう。そうした関係の始原的伝承こそ、垂仁記の大后ヒバスヒメの伝承であつたに違いない。

この若日下部王の伝承も、タヂマモリの話に登場するヒバスヒメの伝承も、書紀にはない古事記のみのものである。そこには、大后たちに注がれる古事記独自な目がありはしないだろうか。出自や世継とのかかわりで皇后を羅列する観念的な書紀の世界とは違う、実質的な重みを託した大后を語ろうとする、古事記の独自な目をそこに認めることはできないだろうか。そうした視点を古事記に認めることができたら、それは古事記の本質にかかる成立の問題にもつながるものとなるはずだ。

形骸化した書紀の皇后とは違い、時には大王に拮抗し、時には大后を顕彰するかのような語りを残す古事記伝承者の心意はどのような源に端を発しているのだろう。その大きな問題に今ふれることはできないが、古事記の成立は、かかる大后の存在をも含む後宮を無視しては語れないようと思われる。

### 注

(1) 大后的注記は帝紀にもあるが、それらについてはすでに詳しい論考があるので、今は直接とりあげない(川福武胤氏「大后号注記考」「古事記及び日本書紀の研究」)。また大后・皇后への言及は吉井巌氏にもある『天皇の系譜と神話一』四一六頁。

も、大王に準ずる者としての光のあて方がなされて、古事記の大后たちはその存在が語られてきたとは考えられないだろうか。

#### 四 む す び

記紀成立当時、皇后といえば天皇に準ずる者としての認識が存在したにしても、古くは決してそうではなかつたはずである。

古く、天皇のキサキ達とは服属の証しとして貢上された地方豪族の子女であった。あるいは祭祀を司る女首長であつたかもしれないが、いずれにしろその存在は支配と服属の関係を象徴するものであつただろう。その時点においては大王に準ずる者という位置が与えられていたとは思われない。しかし、やがてその中から嫡妻としての大后が選ばれ、その地位も尊貴なものとなつていつたはずである。歴史的にみれば、雄略大后たる若日下部王あたりの伝承がそうした実質的傾向を反映しているとすべきかもしれない。仁德皇女という出自と、書紀でも善言によつて暴虐君主雄略の心をつかんだとされる賢后である。

一方、古事記においては書紀にない雄略求婚説話によつて大后若日下部王は一躍脚光を浴びる。求婚説話といふことなら、神武妃のイスケヨリヒメにも応神妃宮主ヤカハエヒメにも、かなりの紙幅をもつてそれは語られる。しかし、聖婚と皇子出生とをその伝承の主眼におく二者と明らかに異なる意図をもつのが若日下部王の場合であった。聖

古事記は安康記において若日下部王の結末を語らない。書紀のように、それは雄略の皇太子時代のこととして語るべきだが、雄略記冒頭で

初め大后日下に坐しし時……

と始めるることは、時間的経過においては矛盾である。しかし、ここで「大后」が、まだ若日下部王として日下に居た時のこと暗示しながら右のような求婚説話をその冒頭においたのは、旧辞最後を飾る大后伝承を意図していた故ではないかとも考えうる。

旧辞は顯宗記まであるわけだが、清寧記は「皇后無く、亦御子も無」と帝紀にあり、顯宗記もまた「難波王に娶ひまししも、子无りき」とあるのみで大后の伝承はない。雄略大后は伝承を付託しうる最後の大后だったのである。書紀にない求婚説話が雄略記冒頭におかれたのも、それは古事記下巻を貫く大后伝承ともいうべきものを想定したことだったのではないか。その冒頭の、葛城氏に擁立された強力な大后伝承に対し、その葛城氏を滅ぼした雄略の大后伝承によって最後を飾るというのが古事記の意図だったのではないだろうか。若日下部王は仁徳皇女であった。歴史的にみても皇女出身の大后がこの雄略期あたりから増えていくといわれるが、そうした新しい大后的意識をも反映するのがこの旧辞最後の大后伝承ではないだろうか。別稿で述べたように、それは「力」の大后石之日売に対する「賢」の大后若日下部王の実現が意図されていたようにも思われる。

こうしてみると旧辞における大后達の伝承の多寡は区区であるとはいいうものの、それぞれが重要な意味を担つていることがわかる。その出自や日繼皇子の母であることのみが古事記の大后伝承を残したとはいえないだろう。いずれ

天皇の敦き 沢うづくまを被れば、何か思ふ所有らむ。

という超然たるものであった。背後に何ら暗さを感じさせない泰然とした大后の風格がそこにある。目弱王事件の発端ともなるこの安康と大后との語らいは、書紀にもみられる（雄略即位前紀）ところだが、そこには「皇后」の名ばかりの登場があるのみで、こうした心境吐露によつて描かれる存在はない。悲劇を超えた、すでに安康と一体となつた大后を強調するのは古事記である。

若日下部王は、書紀にない雄略求婚説話の主人公であり、古事記旧辞の最後にその伝承をもつ、最後の大后である。兄大日下王は根臣の讒言によつて滅びていった。その間の事情は記紀共に「押木玉縫事件」ともいべき伝承で語られるが、その発端は、安康が大泊瀬皇子のためにこの若日下部王を迎えることにより、その結末を書紀はこう記す。

遂に幡梭皇女（記では若日下部王）を喚して、大泊瀬皇子に配せたまふ。

対する古事記は「大日下王を殺して、其の王の嫡妻長田大郎女を取り持ち来て、皇后と為たまひき」と語るのみで、若日下部王のことにはふれていない。その代りに雄略記冒頭に王の求婚説話を立てたのだろうが、この王をめぐる記紀の伝承の扱いの差は両書の性格の一端を示しているようと思う。

書紀の歴史意識においては、大日下王の滅びこそその眼目であり、大泊瀬皇子と幡梭皇女との件は、右の結末と雄略即位に続く立后（元年三月）のことがあればよかつた。首尾一貫するこの書紀の方法に対し、古事記にはやはり破綻がある。しかし、独自な主張もあるといえる。

つてその座を八田皇女に譲ることもなく、最後まで八田の存在を認めぬまま、誇り高く、仁徳に拮抗し続けた女性が大后としての石之日売であった。

その石之日売によく対比されるのが允恭大后忍坂大中津比売命である。書紀では允恭をめぐる弟姫（衣通郎姫）の悲恋伝承と共にあるが、古事記が好みそうな恋愛譚が允恭記に欠落していることについても、古事記の大后伝承ともいうべき視点からみれば納得できる。その嫉妬の激しさにおいては石之日売に次ぐ存在であろう忍坂も、古事記において石之日売が八田皇女に勝っていたような位置は占めていない。允恭紀の伝承におけるその主人公の座は、やはり待つ女、衣通郎姫である。仁徳が石之日売に示したような迎合ぶりを、允恭は忍坂に示してはいない。允恭の心は、遠く藤原宮に住まう衣通姫に移っていた。それ故に二人の間に交わされる歌も人々の共感を呼ぶわけだし、その名が古今集序にまで語り継がれていたのだろう。

それ故に古事記はそうした大后的伝承は伝えなかつたともいえそうである。允恭記にある「大后」としての伝承は、允恭が即位するにあたつて、長き病の故にそれを辞退しようとした時、「然れども大后を始めて諸のまへつきみ卿等堅く奏すに因りて」と、即位のことを進言する役目を負うて いるものである。わずかな伝承ではあるものの即位のいきさつを示すものとしては重要であろう。

安康大后は夫（大日下王）を殺されその身も安康に「取り持ちて来」たと記される長田大郎女である。「神牀」に坐して昼寝をしようとしていた安康は「汝思ほせること有りや」と大后に問うが、悲劇の大后ともいいうべき長田大郎女の返答は

は、右の見解とは必ずしも一致しまい。しかし、吉田氏のいわれる「大王に準ずる地位」としての「大后」が、ヒバスピメ伝承の中で意識されていたらしいことはすでに述べたとおりである。この古事記の大后的用例について、指摘しうる原則らしきものは、出自が皇族のものか、又は所生皇子が即位しているものかといわれる成清氏は、この二条件に合う后妃は他にも存するが、なぜ限られた后妃だけが皇后・大后と記されたのか興味深い論点とされている。すでにふれたように、書紀は、律令の意識をもつて皇后・妃・夫人・殯という書き分けを、神武以後一貫してとつており、それらに関してはまさに、出自が皇族か、日繼の皇子の母か、が皇后とされているとみなしうる。古事記の旧辞における大后たちにも、右の二原則はあるのだが、大后をすべて網羅する意図をもたない古事記の場合、その存在の有無は伝承の質そのものの問題であつたように思われる。すなわち、特色のある大后的伝承をもつ場合のみが旧辞でその存在が語られることになつたのではないか。その特色とは大后顯彰ともいうべきものといつてよいかもしない。

中巻で語られる「大后」——ヒバスヒメ・息長帶ヒメについてはすでに述べたが、下巻の「大后」たちについても、かなり強力な像がそこに意図されているとみなしうる。

下巻の冒頭はいうまでもなく石之日売である。激しい嫉妬を示すその伝承は周く知られており、伝承中の女鳥王の言葉「大后の強おぜきに因りて八田若郎女を治めたまはず……」によつて示されるように、まさに「強」によつて象徴される大后が石之日売であつた。当代において「嫉妬」は必ずしも悪ではなかつたと私は思う。雄略帝の激しさが必ずしも「悪徳」ではなかつたように、石之日売の嫉妬も力そのものの象徴ではなかつたろうか。書紀のように薨去によ

い。書紀のようには律儀に各代の「大后」の伝承を語らないのが古事記の方法であつたらしいが、それだけに古事記が「大后」とする女性の伝には特別な意味が託されていたとすべきであろう。

古事記においてサホヒメは「后」で終始する。その滅びゆく者に代つて、丹波から喚上されてきた女性にこそ、古事記伝承者は、始原としての大后的存在を託したのではなかつただろうか。

### 三 古事記の大后たち

ここで、改めて「大后」の意味を確認しておこう。その歴史学上の意味についてはすでに幾多の検討がなされているが、その成果は次のようにまとめ得る。

まずその機能については、殯宮儀礼と関連づけた和田萃氏の見解<sup>(10)</sup>が吉田晶氏によつて支持され、かつ

大后は、大王の死後は殯宮にあって大王靈を奉斎し、即位儀礼にあたつては彼女の奉斎する大王靈を次代の大王に付与するもので、殯宮儀礼の行われている期間は大王に準ずる地位をしめるものであつた。

と発展させられている。<sup>(11)</sup>この殯宮儀礼との関係を重視する立場は、自ずからその儀礼の整備と共に大后的出現を認めることにつながるが、吉田氏はその始まりを安閑大后春日山田皇后にみる。またそうした大后的役割を認めながらもその本質的な側面を皇位繼承者の再生産にありとし、欽明大后的堅塩媛にその成立を求める成清弘和氏の説<sup>(12)</sup>もある。

その意味や成立の問題について、右以上の指摘を今することはできないが、古事記旧辞の「大后」に託された意識

丹波の女性喚上伝承は天皇家と丹波の県主家との政治的な関係の上に生まれたものといわれるよう、それは「弟国」の地名起源説話の型をとりながらかなり古くから中央に定着した伝承であつたろう。そこに伝えられる丹波の女性達の名は記紀の間で異同があるが、当面のヒバスヒメのみが一致する。このこともヒバスヒメの名が早くに定着していたことを語つていよう。<sup>(8)</sup>

古事記で伝える喚上された女性は、「比婆須比売命、弟比売命、歌凝比売命、円野比売命」の四人である。対して書紀は五人、「日葉酢媛、渟葉田瓊入媛、真砥野媛、薊瓊入媛、竹野媛」の名をあげる。この両伝においてはヒバスヒメとマトノヒメの名が一致するが、醜い故に返された女性についてみると、古事記は歌凝比売命と円野比売命であり、書紀は竹野媛のみであるという。

さらに垂仁記の帝紀には旦波比古多々須美知宇斯王の女、氷羽州比売命・沼羽田之入毘売命・阿耶美能伊理毘売命の名があげられるがこの三人のうちで旧辞の喚上伝承と名が一致するのはヒバスヒメのみである。

以上三つの所伝を比べるなら、皇妃としてその名が伝えられる確かな存在はヒバスヒメのみである。すでに指摘されていることではあるが、「これは彼女が垂仁の后としての地位を確保されている」事につながつているといえよう。<sup>(9)</sup>

書紀はサホヒメもヒバスヒメも共に皇后と称していた。その出自からいえば、サホヒメは開化の孫であり、ヒバスヒメは開化の三世孫であつて、サホヒメの方が開化により近い。また次代の景行を生したのは記紀共にヒバスヒメとするが、書紀は二人を共に皇后としている以上、そのことは古事記においてヒバスヒメを大后とした理由にはなるま

いわれる伝承の中で、野見宿禰が垂仁天皇の皇后葬礼に関し功績を立てた部分は書紀と一致する。よって、それが書紀の所伝に従つたものがあるいは土師氏の家伝によつたかが問題となるところだが、いずれにしても三者は深い関係にある<sup>(7)</sup>といえよう。

古事記には野見宿禰の功は語られていないため、それは後代的なものとすべきかもしれない。また、すでにふれた「石祝作」についても、新撰姓氏録の次のような伝承をみると、その設置はやはり垂仁朝とされていたと考えるべきであろう。石祝作は石作連としてよいだろうが

……垂仁天皇御世、奉<sub>レ</sub>為<sub>ニ</sub>皇后日葉酢媛命<sub>ニ</sub>、作<sub>ニ</sub>石棺<sub>ニ</sub>獻<sub>レ</sub>之。仍賜<sub>ニ</sub>姓石作大連公<sub>ニ</sub>也。

と、やはり垂仁朝に、皇后の為に「石棺」を献じたことが記される。古典大系書紀補注は「土師部が埴輪を作りはじめたとの説話に対抗して言い出された」ものであろうとしているが、この石祝作設置のことは書紀にはない。その理由は不明といわざるを得ないが、ともあれ、石祝作及び土師部設置のことは古事記以外の伝承においてすべて、垂仁朝のこととして伝えられてきたことがわかる。とすると以上の伝承の基本となつたものにはヒバスヒメの死は垂仁生前のこととされていたとする方が自然であろう。

タヂマモリの伝承にしても古い本来の伝承は書紀のようだ、大后的存在もなく、垂仁の死後に常世の国の大木の実が届けられたというものではなかつたか。矛盾を承知で「大后」の存在をそこに記したのが古事記だったのではないだろうか。それはヒバスヒメを大后的始原的存在として位置づけるためであつたと思われる。ヒバスヒメ自身もちろん実在の人物とは思われないが、伝承の世界において、確かな所伝を有していた人物であつたろうことは考えうる。

されているのも首肯できる。ヒバスヒメの場合は作為的に「大后」が設定されたとも言えるが、息長帶日壳の場合は、大王に代る実質的な存在が大后であって、その活躍を語る伝承そのものの重みが、大王に準ずる大后息長帶日壳を彷彿させていることはいうまでもない。

タヂマモリの伝承中の「大后」が後代の付加であろうとはいえ、「其の大后比婆須比売の時、石祝作を定め、又土師部を定めたまひき」とあることは、ヒバスヒメの死と土師部設置起源伝承とがかなり古くから結びついて存在していたのではないかということを思わせる。

書紀はそれを野見宿禰を始祖とする土師部連の伝承として伝える。——それまでは「君主の陵墓に生人を埋み立て」ていたというのが皇后の薨去に際し、野見宿禰が自ら出雲国の土師部を領つて「埴<sup>はたつち</sup>」を取りて人・馬及び種種の物の形を造作<sup>つく</sup>」って献ると、喜んだ垂仁は「今より以後、陵墓に必ず是の土物を樹てて、人をな傷りそ」と令を下し、その功を賞めたという。よつて土部<sup>はじ</sup>の職に任じられ、姓も改め土部臣<sup>はじ</sup>となり、その縁で土部連等が天皇の喪葬を<sup>つかさど</sup>ることになったというのである。

一方、続日本紀の天応元年六月二五日の古入・道長らの奏言の中にも同様な伝承がみられる。

……垂仁天皇世。古風尚存。葬礼無<sup>レ</sup>節。毎<sup>レ</sup>有<sup>ニ</sup>凶事。例多殉埋。于<sup>レ</sup>時皇后薨。梓宮在<sup>ニ</sup>庭。帝顧<sup>ニ</sup>問群臣<sup>ニ</sup>曰。  
後宮葬礼。為<sup>レ</sup>之奈何。……野見宿禰進奏曰。如<sup>ニ</sup>臣愚意。殉埋之礼殊乖<sup>ニ</sup>仁政。非<sup>ニ</sup>益<sup>レ</sup>国利<sup>レ</sup>人之道。仍率<sup>ニ</sup>土部三百余人。自領取<sup>レ</sup>埴造<sup>ニ</sup>諸物象<sup>ニ</sup>進<sup>レ</sup>之。帝覽甚悦。以代<sup>ニ</sup>殉人。号曰<sup>ニ</sup>埴輪<sup>ニ</sup>所謂立物是也。……

土師宿禰古人は同族の土師宿禰道長ら一五人と共に請願し、菅原氏が生れた次第が右に続くが、この天応奏言とも

マモリが常世の国からトキジクの香菓八竿八縵かくのみ はこ かげをもつて復命するが、もちろんそれは垂仁亡き後のことであつた。垂仁紀の最後にこの伝承をおくる書紀の構成はまさに「合理的」であるといえるだろう。この世に「不死」などあり得ないわけだから。<sup>(6)</sup> というよりこの書紀の構成——垂仁死後に大后を登場させない——の方がむしろ原伝承に近いといえるのではないだろうか。古事記のタヂマモリの話に大后のことがなれば、土師部設置起源伝承はすべて垂仁期のこととなり、不死をモチーフにした伝承上の矛盾もなくなるからである。

しかし、視点を変えればそうした矛盾を無視してでも「大后」をそこに登場させることが古事記の目論むところであつたということにもなる。本来は大王に獻すべきものを、今、半分を大后に、半分を大王の陵に獻じたとするのである。この時の大后はどう考へても大王に準ずる者としての扱いをうけているとしか考えられまい。古事記の視点は、ただ、大王に準ずる者としての「大后」の存在を語るところにのみ向けられていたのではないだろうか。

古事記は各代に天皇崩御のことを記すのが原則であるが、大后的薨去のことは、むしろ記されないのが原則といえる。例外がこのヒバヒメと息長帶日売の場合であつて、後者の場合は分注の形である。

皇后は御年一百歳にて崩りましき。狭城楯列陵に葬りまつりき。

と、天皇の例と等しい方法で記される。この息長帶日売の場合は、仲哀記そのものが息長帶日売の物語ともいいうべきもので、その冒頭から神託にそむいた仲哀の死が語られ、代つて新羅親征の指揮をとる息長帶日売の活躍が語られる。書紀においても仲哀崩御は九年二月、その後は神功皇后摂政の六九年間が一巻として存在し、他の天皇と同様の扱いがなされているのは周知のことであろう。それ故に、古事記においてもその亭年、御陵のことが他の天皇並に記

其の大后比婆須比売命の時、石祝作を定め、又土師部を定めたまひき。比の后は狹木の寺間陵に葬りまつりき。  
という、大后的陵の地を記して垂仁記は終る。

ここで問題としたいのはヒバスヒメの死の扱いである。古事記では垂仁亡き後も大后ヒバスヒメは生存していたことになるが、このことは自ずから一つの問題を派生する。すなわち、この土師部設置の伝承は埴輪起源伝承として後まで伝えられてゆくが、それは日本書紀、続日本紀に残されており、そこでヒバスヒメの死は共に垂仁朝のこととされているのである。古事記の伝承によれば、ヒバスヒメの死は、厳密にいうと垂仁朝のことではないことになる。書紀も続日本紀も垂仁朝のこととして伝えているのに、古事記のみが垂仁死後に大后的存在を記すのはなぜか。もちろんそれらの伝承の先後関係は不明であるのだから古事記のみが異伝を有してもよいのだが、タヂマモリの伝承の主題から考えてみても古事記の扱い方は不自然であるように思う。

タヂマモリの話は「永生の思想」をそのポイントにおくとも、「不死をモチーフ」にして語り始められたともいわれる。垂仁の勅命によつて常世の国に赴いたタヂマモリが遂にその任を果たして帰還した時、すでに垂仁は崩じていたというものの、それを大後に献じる伝承上の必然はどこにあるのだろうか。不死とまではいかずとも、それを受けとる大後に“不老”的思想すら生かされていないのは、本質的なモチーフがもはや失われてから、大后的存在がそこに設定された故ではないだろうか。「其のトキジクノカクノ木の実は、是れ今の橘なり」という、もはや伝説的に形骸化した「橘」を受けとつたのが、大后であつたことになる。

書紀は、皇后ヒバスヒメの薨去を垂仁三二年七月のこととして記す。垂仁崩御は九九年七月である。その後、タヂ

り、以後の天皇の嫡妻は初國知らし天皇の時代にふさわしく「皇統に連る者が選ばれるべき」だという「歴史」認識を、そこに認められる。皇統に連る者といつても、皇女が選ばれるようになるのは、大王の超越的權威の確立がいわれる雄略朝あたりからともいわれるが、たしかに、その雄略朝とは歴史学の分野においても「大后」的なものの存在が認められるとされる時期である。<sup>(3)</sup>

しかし、古事記旧辞においてはその雄略朝の若日下部王をもって「大后」伝承は終る。おそらくその「大后」に託された意識はヒバスヒメに至るまで一貫しているものと思われるが、その古事記的意味はやはり伝承を検討することによってしか解明され得まい。

## 二 大后としてのヒバスヒメ

とはいえ、垂仁記におけるヒバスヒメの物語的存在は決して顯著なものとはいえない。その大半はサホヒメ・サホヒコの伝承であるし、出雲の大神の祟りによつてもの言わぬ皇子となつたホムツワケの伝承の存在も大きい。丹波の女性喚上伝承もその中心は醜い故に返された円野ヒメの悲劇にある。しかし、垂仁記最後のタヂマモリの伝承に登場する「大后ヒバスヒメノ命」は、古事記独自のあり方を示すものとしてその意味は、大きい。すなわち、常世の国からトキジクノカクノ木の実を持ち帰つたタヂマモリはすでに垂仁<sup>かげ</sup>亡きことを知ると、その木の実「縵八縵<sup>かげ</sup>・矛八矛<sup>ほこ</sup>」の半分「縵四縵・矛四矛」を「大后」に献り、残りを垂仁の御陵の戸に献り置いたというのである。そしてさらに

になる。

垂仁記はその冒頭からサホヒコの反乱にまき込まれてゆくサホヒメの悲劇を緊迫した筆致で述べてゆく。それはすでに指摘されているように古代政治体制であるヒメ・ヒコ制の滅びを暗示しているものかもしれないが、そのサホヒメの遺言は、はるばる丹波から喚し上げられてきたヒバスヒメの存在に結びついてゆく。しかも続くタヂマモリの話の中でヒバスヒメは再び「大后」としてその存在を現し、垂仁記の最後はこのヒバスヒメの陵の所在を記すことによつて結ばれているのである。初国知らし天皇の出現を語る崇神記に続いて、古事記は、サホヒメからヒバスヒメへの交替劇の中で、大王に準ずる大后の出現を語ろうとしているのではないだろうか。

ヒバスヒメは、「大后」と称される初の女性である。古事記において、旧辞で「大后」とよばれている后は他に五人、息長帶日売命、石之日売命、忍坂大中比卖命、長田大郎女、若日下部王、などである。<sup>(1)</sup>書紀は律令の観念に従い天皇の妻を皇后・后・夫人・嬪と書き分けており、媛蹈鞴五十鈴媛命以下、それが適用されている。そこではサホヒメもヒバスヒメも皇后である。対して古事記は終始一貫サホヒメを“后”とよぶ。限られた女性にのみ「大后」と称する伝承を旧辞に残している古事記の場合、単なる出自による区別ではない、伝承と共に語られるべき「大后」の意味がそこに託されているのではないだろうか。

書紀で皇后とされている者の出自の変遷をたどり、天皇の妻に対する観念の変質の様子を指摘されたのは倉塙暉子氏である。<sup>(2)</sup>氏によれば、皇后たるもののが、豪族の女から天皇の女へとかわってゆくその区切り目は開化と崇神の間にあるとされる。「神武から開化までの諸豪族の妹の貢上の結果、崇神朝における神祇制度の確立が可能」とな

# 古事記の大后伝承をめぐつて

阿 部 寛 子

## 一 はじめに

三輪王朝の起源は崇神記によつて語られているといわれるが、そこで崇神は初國知らし御真木天皇とよばれる存在でもあつた。書紀もまた御肇國天皇と称しているところをみると、記紀の編者は共に、大和国家の基礎づくりをなした大王としての意味を、そこに託していたと考えうる。

続く垂仁記の意図は何か。天日槍伝説を垂仁三年のこととして歴史を説きおこす書紀はその他さまざまの事件を編年体でつづるが、古事記は、サホヒコ・サホヒメの反逆伝承、ホムツワケや丹波の女性達やタヂマモリなどを主人公とする伝承などによつて垂仁記を構成している。続く景行記は倭建命による諸国平定の物語である。すなわち、国家祭祀の基礎固めのことを中心に語る巻と大和朝廷の勢力伸張過程を語る巻のはざまに存在するのが垂仁記ということ